

質問要旨 尼崎緑化公園協会への業務委託契約の内容と予算を教えてください。

答弁要旨

尼崎緑化公園協会とは、市内に8カ所あるフィールド公園や西武庫公園の維持管理業務のほか、道路植栽の保護育成業務や花と緑のまちづくりといった啓発業務など、計6件の業務委託を契約しており、令和4年度の予算合計額は、426,119,000 円となっております。

主な業務内容は、普及啓発業務と維持管理業務に分かれており、普及啓発業務については、上坂部西公園内にある緑の相談所を拠点とした、花や緑に関する相談や講習会、展示会、イベント等の開催、市民ボランティアの活動支援などを実施しております。

また、維持管理業務については、樹木の剪定や清掃、除草、芝生の刈取のほか、バラ園や花壇の日常管理、水系施設の清掃、機械点検等を実施しております。

以 上

(保健担当局長答弁)

別府議員 1002 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 令和3年度に動物愛護センターに寄せられた相談件数は何件か。そのうち猫の引き取りに関する相談件数は何件か。相談の結果、猫を引き取った件数と頭数は。殺処分数は。

答弁要旨

令和3年度に動物愛護センターに寄せられた相談件数は511件であり、そのうち猫の引き取り・保護に関する相談件数は68件でございました。

そのうち猫を引き取ったケースは45件・112頭であり、殺処分とした頭数は31頭でございます。

以 上

質問要旨 令和3年度の住宅の未接道の建替え相談件数と、そのうち建て替えできないと判断された件数を教えてください。

また、老朽危険空き家の内、未接道の物件は、市内で何戸あり、危険空き家に占めるウエイトはどのようになっていますか。

答弁要旨

住宅の無接道の建替え相談は、相談件数の統計は取っておりませんが、令和3年度では約50件の相談がありました。

その相談の際に、無接道敷地の周辺状況等を確認し判断しており、38件の建替えを特例的に認めています。

残りのものについては相談者が関係権利者と協議中などであると認識しておりますが、その中には建替えに至らないものもわずかにあると思います。

(次ページに続く)

次に、老朽危険空家のうち無接道のものが占める割合ですが、市内一円の空家の実態調査は5年ごとに実施しておりますので令和3年度の数値は把握しておりませんが、令和2年度に実施した空家等実態調査においては、老朽危険空家等は341件あり、そのうち無接道のものは89件ありましたので、老朽危険空家等に占める割合は約26%となります。

以 上

質問要旨 市場を現市場で建て替えるのであれば、その判断するリミットは、いつまでか。

答弁要旨

市場の集約整備につきましては、計画期間として約3年、建設期間につきましては、市場を営業しながらのローリング工事となりますことから、3年から5年程度と想定しており、計画期間から整備完了までには6年から8年必要と考えております。

また、現市場の冷蔵庫棟で使用している冷媒の補充用再生フロンは、2030年に生産禁止となることから、今後整備する市場において、現在のような単独の冷蔵庫棟が必要か否かについても検証する必要がありますが、仮に、フロンの生産禁止までに冷蔵庫棟の建て替えを終えると想定した場合には、再来年度には一定の方向性を判断する時期になると考えます。

以 上

質問要旨 行った証拠が無い業務を何を根拠に公金を
支払いしたのか。これまでの証拠が無い業務を市民
にどうやって説明責任を果たせるのか。

答弁要旨

緑化公園協会に対する委託料の支払いについては、
協会から業務報告書の提出を受け、実施内容を確認後、
報告書を受理し、業務完了を認めたうえで、支払いを行
うことを基本としております。

また、議員ご指摘の振り替えた業務につきましても、同
様に、協会から振り替えた内容の業務報告書の提出を
受け、業務が完了していることに合わせて振り替えた内
容が金額的に不足が生じていないことも確認したうえで
支払っていることから、適正に事務処理を行っているもの
と考えております。

(次ページへ続く)

しかしながら、業務を振り替えることについて、事前に協議や承認は行っているものの、その内容を記録した文書を作成していない場合や、中には未協議で実施した業務も一部あったことから、令和4年度からは改めて、業務内容に変更が生じる場合には、市と協会とで事前に協議を行った内容を、書面に残すことを徹底することとし、今後は疑義が生じないよう適切に処理することとしています。

以 上

質問要旨 このような杜撰な事業内容でも、業務は適正に行われているとお考えでしょうか。

答弁要旨

中央公園などにおける低木剪定につきましては、年に1度、夏場に、伸びた枝を剪定することとしており、仕様書では、概ね60cm以下の高さに切り下げることになっておりますが、樹齢や植栽場所等の状況により、仕様により難しい場合は、市監督員と協議の上、剪定高を確認し、剪定を行っております。

次に、中高木剪定につきましては、枝が伸びることで公園利用者や周囲の道路、住宅に支障を及ぼしている樹木などを優先しながら計画的に剪定することとしており、祇園橋緑地におきましても、道路に接し利用者が多い、臨港線以北から優先して剪定しております。

また、祇園橋緑地のツタの処理につきましては、夏場に実施する除草や低木剪定のタイミングに併せて除去することになっております。

(次ページへ続く)

また、ホームレスへの対応につきましては、市として関係機関と連携を図りながら対応する必要があるため、協会への業務委託には含めておりません。

今後におきましても、ご指摘のような疑念が生じないように、これまで以上に、市と協会における連絡調整を十分に行い、履行確認を徹底してまいります。

以 上

質問要旨 緑化普及啓発事業として上坂部西公園以外に成果が見えない事業であるが、何を持って費用対効果を見れば良いのか。

答弁要旨

上坂部西公園は公園全域が都市緑化植物園に位置付けられており、園芸相談や講習会を行う緑の相談所、熱帯植物や珍しい植物が見られる温室といった施設が充実していることから、「緑の相談業務」「講習会開催業務」「展示会開催業務」の3業務とも実施場所を上坂部西公園としているもので、報告書の実施場所についてもそのような記載になっております。

緑化普及啓発事業をさらに充実させるため、現在は、協会が自主事業として、上坂部西公園以外のフィールド公園での啓発事業を行っていますが、今後は、自主事業ではなく業務委託の中に含めるなどの見直しを行うとともに、情報発信を強化し、施策評価における目標指標である「市内の緑化に関する展示会等の認知度」が向上するよう取組んでまいります。

以 上

別府議員 2004 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 動物愛護ボランティア団体の対応状況をどの程度、把握しているのか。情報共有が必要な場合もあると思うがどうか。

答弁要旨

ボランティア団体の対応状況につきましては、すべてを把握することは出来ませんが、非営利で 10 頭以上の猫を飼育しており、本市に第二種動物取扱業の届け出がある事業者とは、日頃から情報共有を図っているほか、定期的に現地への立入調査を行うことで、飼養状況や収容頭数等についても把握しているところです。

いずれにしても、本市の動物愛護行政を推進していくためには、ボランティアの皆様の協力が不可欠であるため、日頃からその情報共有に努める中で、連携した取組を進めていくことが重要であると考えております。

以 上

質問要旨 課題を抱えた高齢者について、どこに相談すればいいのか。また、重層的支援推進担当課はどのような役割を果たすのか

答弁要旨

高齢者に関するご相談については、市内 12 か所の地域包括支援センターにおいて、ご本人やそのご家族だけでなく、地域住民等からのご相談にも対応しております。

ご紹介の高齢者の多頭飼育問題などの事例については、まずは地域包括支援センターにご相談いただくこととなりますが、複雑・複合化した課題を抱える方は、地域で孤立し、支援につながりにくい状況がございます。

そのため、重層的支援推進担当課が中心となり、関係部署等との情報共有やひきこもり等支援事業によるアウトリーチ、多機関連携のための仕組づくりなどの検討を進めております。

今後は、こうした取組により、課題が深刻化する前の早期把握や、多機関連携による伴走支援に取り組むこととしております。

以 上

質問要旨 関係部署が連携する場合、情報共有や会議が必要となってくると思うが、具体的な連携、調整方法はどうか。

答弁要旨

複雑・複合化した課題を抱えた世帯の早期把握と多機関連携による支援体制の構築には、関係部署間での個人情報 の円滑な共有により、適切な役割分担等によるチームとして伴走支援を行う仕組みづくりが肝要となります。

そのため、現在、重層的支援推進担当課において、①関係部署間での個人情報の取り扱いの整理や共通帳票による情報共有のルール化や、②様々な支援機関等の参画のもと、多角的な視点で課題を解きほぐし、共通の支援目標や適切な役割分担による支援プランの作成を行う会議体の設置に向け、関係部署や庁外の関係機関と協議を進めております。

これらの仕組を構築することで、重層的支援推進担当課が中心となり、課題が深刻化する前の早期把握や、様々な課題に対し、関係部署が一丸となったチームによる伴走支援に取り組んでまいります。

以 上

(保健担当局長答弁)

別府議員 2007 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 多頭飼育問題では、警察部局との連携を想定しているのか。

答弁要旨

多頭飼育問題におきましては、動物へのみだりな殺傷や遺棄、虐待などの事案が散見されることから、これまでも必要に応じて警察部局と情報共有し、共に活動しているところであり、今後とも連携した取組が必要であると考えております。

以 上

別府議員 2008 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 動物愛護基金からボランティア支援という名目を出している助成金を、直接、団体が引き取った猫に対して支出できないのか。

答弁要旨

動物愛護ボランティアの皆様には、これまでも猫の引き取りや譲渡にご尽力いただいております、本市の動物愛護行政を推進する上で、欠かせない存在であることは、十分に認識しております。

こうしたことから、ボランティアの皆様が活動しやすい環境づくりは必要であると考えておりますが、財源に限りがあることから、動物愛護管理推進協議会での協議を踏まえ、これまで助成金の支出対象を登録団体に限定してきたものです。

こうした経緯を踏まえ、助成対象の拡充も含めたボランティア支援のあり方につきましては、動物愛護管理推進協議会に諮り、今後、協議をしていく必要があると考えております。

以 上

質問要旨 未接道の建替えについて、通路の権利者の同意がなくても可能とならないか。また、それができない場合の課題や問題点は何かを教えてください。

答弁要旨

建築物を建てる場合は、災害時の避難経路の確保や消防活動など安全上等の観点から、建築基準法上の道路に敷地が一定接していなければなりません。

しかし、道路に敷地が接していないケースについては、救済の観点から、道路から敷地に至る通路等が一定規模確保されている場合などで、安全上等の支障がなく、建築審査会の同意を得たものについて、特例的に建替えを認めることが法律等に規定されています。

その建替えを認める要件の一つとして、その通路等については、本来接すべき「道路」に代えて、将来に渡って安定的に利用できる空地であることが必要であり、通路等の所有者にも承諾を得ることによって、その通路等が将来的に確保されるものと考えております。

以 上

質問要旨 具体的な解決方法はあるのか。さらに、同意を取るために所有者の所在を追いかけていく中で、土地所有者が所在不明者になった場合の具体策はあるのか。

答弁要旨

承諾をもらいたくても土地所有者が所在不明になってしまう問題につきましては、不動産登記法が改正され、相続登記や住所等の変更登記等が今後それぞれ義務化されることに伴い、所有者不明土地の発生は一定予防されていくものと考えております。

しかしながら、ご指摘のような通路の所有者が不明であるといったご相談も今後あると考えます。

(次ページへ続く)

その場合は、個々のご相談内容や経緯をしっかりと聞き取った上で、個別に適切な判断をしていくことはもちろんのこと、特定行政庁である尼崎市が建築基準法に基づく特例許可を与える場合には、建築審査会の同意が必要ですので、今後の対応の検討については審査会のご意見も聞き、また法改正の効果・実績や先進事例等も研究しながら、課題の解決に向けて努めてまいりたいと考えております。

以 上

質問要旨 にぎわいを継続的に行う事業者がいないことで、二の足を踏んでいるように感じるがどうか。

答弁要旨

「今後の市場のあり方」検討につきましては、老朽化等の課題がある市場を適正規模に集約整備することと市場経営力の強化及び運営の適正化の2つの方向性を掲げ、検討を進めているもので、市場の活性化は、市場運営等に非常に重要な要素であると考えております。

その方途の一例としまして、他の卸売市場においても導入されている「にぎわい施設」の設置もございますが、この検討に際しましては、実施主体及び事業の継続性が大きな課題であるほか、周辺への影響も含めた的確な判断が必要であると考えております。

今後、民間事業者との調整等を通じ、参画意向や将来の見通しなど、十分に精査したうえで、設置の可否について検討してまいります。

以 上

質問要旨 現市場敷地の価値をどう考えているのか。場所が良いのに売り込み出来ない理由は何か。

答弁要旨

現市場敷地につきましては、市街地にあり、名神高速道路のインターチェンジに近く、幹線道路に面した、交通の便に恵まれた場所にありますことから、余剰地の有効活用については、交通の利便性を活かし、周辺の土地利用を踏まえる中で、市場との連携による相乗効果を目途に検討を進めているものでございます。

一方、にぎわい施設の設置につきましては、集客力の強化などによる市場の活性化を目途に検討を進めているもので、課題である実施主体や施設の内容により、市場もしくは、余剰地の一部に設置することになりますが、今後、民間事業者と調整する中で、設置の可否等を判断していこうと考えているものでございます。

(次ページに続く)

なお、令和元年度に実施した商業関係者への調査では、JR尼崎駅から距離があること、敷地周辺の接道状況などから、商業施設の参画は難しいと回答を受けておりますが、引き続き、商業施設も含め、土地のポテンシャルを活かした検討を進めてまいります。

以 上